

国道 4 3 号・阪神高速道路に係る連絡会等の開催状況

1 尼崎市南部地域道路沿道環境改善に関する連絡会

(1) 目的

尼崎公害訴訟にかかるあっせん事項に基づき設置され、尼崎 1 次～2 次訴訟の原告団と国の道路管理者である国土交通省及び阪神高速道路株式会社が管理する国道 4 3 号及び阪神高速神戸線における環境施策の円滑かつ効果的な実施に資することを目的とする。

(2) 構成員

近畿地方整備局
阪神高速道路株式会社
元原告団・弁護団

(3) これまでの開催経過（年 4 回程度開催）

平成 13 年 8 月 1 日：第 1 回連絡会開催
平成 24 年 3 月 26 日：第 43 回連絡会開催
平成 24 年 7 月 30 日：第 44 回連絡会開催

(4) 第 44 回連絡会での主な内容

第 42 回連絡会（H23.12.22）で設定が決まった国道 4 3 号通行ルール（環境レーン）について説明。

元原告団側から、環境レーンの広報が遅れているとの意見。

（H24.10.1 尼崎公害患者・家族の会が、「環境レーン」の実態を調査）

2 国道 4 3 号・阪神高速道路沿道環境に関する連絡会

(1) 目的

国道 4 3 号・阪神高速道路訴訟の原告団及び調停団と関係行政機関との間で意見交換を行うことにより、国道 4 3 号及び阪神高速神戸線における環境施策の円滑かつ効果的な実施に資することを目的とする。

(2) 構成員

近畿地方整備局
阪神高速道路株式会社
元原告団・調停団

(3) これまでの開催経過（年 1 回開催）

平成 7 年 8 月 2 日：第 1 回連絡会開催
平成 24 年 6 月 28 日：第 15 回連絡会（最終回）

(4) 第 15 回連絡会（最終回）での主な内容

環境が一定程度改善されたため、連絡会としての活動を終了するとして、平成 24 年 6 月 28 日の第 15 回連絡会をもって終了した。

しかし、最終の連絡会で、元原告団から、これで全てが解決したわけではなく、今後も引き続き住民の声を受け入れて対応するよう要望があった。

現地では「国道43号通行ルール」を
実践していただくため、様々な案内標示をしています

大型車に中央寄り車線を通行していただくための案内

路側看板（遮音壁）



路面標示



中央寄り車線通行看板



道路情報板



横断幕



阪神高速5号湾岸線に迂回していただくための案内

横断幕



環境にやさしい運転をしていただくための案内

横断幕

